

ラムサール条約第 15 回締約国会議参加に係るコーディネート業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 2025 (令和 7) 年 7 月 7 日 (水) から 31 日 (木) の期間にジンバブエ共和国で開催される「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (以下「ラムサール条約」という。) 第 15 回締約国会議 (以下「COP15」という。)」において環境省が開催するイベント (以下「サイドイベント」という。) に参加するため、必要となる行程及び資材の調整や、渡航及び現地滞在中における安全性、衛生性を確保することを目的とする。
- (2) 業務名 「ラムサール条約第 15 回締約国会議参加に係るコーディネート業務委託」
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日 (火) まで
- (5) 提案上限金額 4, 128, 400 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 13 年 4 月 24 日制定。) 及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 20 年 12 月 1 日制定。) 並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 20 年 12 月 1 日制定。) に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 条) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例 (平成 24 年郡山市条例第 46 条) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 郡山市内に本店、支店又は営業所等があること。
- (6) 旅行業法 (昭和 27 年法律第 239 号) に基づく第 1 種旅行業者として観光庁長官による登録を受けていること。

3 スケジュール

質問受付締切	令和7年3月14日（金） 17時
質問回答	令和7年3月17日（月）
申込書等受付締切	令和7年3月21日（金） 17時
プレゼンテーション等	令和7年3月26日（水）（予定）
結果通知	令和7年3月31日（月）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和7年4月上旬（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年3月14日（金） 17時
- (2) 提出方法 質問書（様式第3号）により、電子メールで提出の上、必ず電話で送信確認をすること。
送信先 kankyouseisaku@city.koriyama.lg.jp
※電子メールの件名は「【事業者等名】「ラムサール条約第15回締約国会議参加に係るコーディネート業務」とする。
- (3) 回答日 令和7年3月17日（月）
- (4) 回答方法 郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書（様式第1号） ※提案は1者につき1件とする。
 - イ 企画提案書（様式第2号）
 - ウ 参考見積書（任意様式）
 - エ 履歴事項全部証明書（法人のみ、直近の状況が記載されているもの）
 - オ 納税証明書（直近の状況が記載されているもの）
国税 様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）
市税 直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）
 - カ 委任状
※支店又は営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。
- (2) 提出期限 令和7年3月21日（金） 17時（必着）
- (3) 提出方法 郵送又は持参にて環境政策課に提出
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市環境部環境政策課（郡山市役所本庁舎1階）
- (4) 留意事項
 - ア 提出書類の文字サイズは、11ポイント以上で記入すること。ただし、図表は除く。図表の文字が読めないときは注釈などで読めるようにすること。

- イ 提出した書類の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
- ウ 提出した書類は返却しない。
- エ 市が補足資料を求める場合は追加で提出すること。
- オ 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- カ 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申込者の負担とする。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和7年3月24日(月)までに書面により通知する。

(2) 予備審査

申込多数の場合、提出された企画提案書等を審査基準に基づいて審査し、評価点が高い提案者を3者程度選考する。審査結果については、資格審査結果と併せて通知する。

(3) プレゼンテーション、ヒアリング

実施予定日 令和7年3月26日(水)

提出された企画提案書等についてヒアリング等を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。審査結果については、書面により通知する。

7 選定基準

提出された提案書等について、次の事項に基づきラムサール条約第15回締約国会議参加に係るコーディネータ業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 業務遂行能力等 60点
- (2) 経費 30点
- (3) プレゼンテーション 10点

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (6) 「7 選定基準」に基づき採点を行った結果、60点に満たない場合

9 契約条件

(1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)

(3) 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年第49号)による。

(4) 契約書の作成を要する。

10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市環境部環境政策課気候変動対策推進室

電話番号 024-924-2731

ファクシミリ 024-935-6790

E-mail kankyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

11 その他

審査(プレゼンテーションを含む。)は非公開で行うが、企画提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、参加者を伏せて審査結果(点数を含む。)を郡山市公式ウェブサイトにおいて公表する。